

松阪市建設工事等発注基準

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 153 号

I. 総則

松阪市及び松阪市上下水道部（以下「松阪市等」という。）が施行する建設工事等（委託を含む）の発注は、この基準によるものとする。

II. 発注方式

1. 発注方式は、全ての工事等について原則的に「条件付き一般競争入札」とする。
2. 「条件付き一般競争入札」とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者の所在地又は、その者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることをいう。
3. 各種工事（土木一式、舗装、建築一式、電気、管、造園、塗装、防水、水道等）及び業務委託の入札参加資格要件は、別表によるものとする。
4. 手持ち工事件数の制限については、各種工事及び業務委託の入札参加資格要件の制限以内とし、落札者又は落札候補者（以下「落札者」という。）になった場合に各種工事及び業務委託の手持ち件数に加えるものとする。また、総手持ち件数は工事が 10 件以内、業務委託が 5 件以内とする。ただし、市内業者以外の総手持ち件数は、それぞれ 3 件以内とする。
 - （1）共同企業体による建設工事等についても、各構成員全ての手持ち工事件数に加えるものとする。
 - （2）当該年度以前の繰越工事や債務負担契約工事等についても手持ち工事件数に加えるものとする。ただし、年間管理委託等で長期間にわたる契約のうち、常時、管理（施工）する必要が無い場合は、手持ち工事件数に計上しないものとする。
 - （3）請負者の事由以外（発注者・地元関係者・第三者等）での工事等一時中止期間が 1 か月を超えた時点から、当該工事を持持ち件数から除くものとし、工事が再開された時点から手持ち件数に加えるものとする。これにより、手持ち工事件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。
 - （4）優良工事施工業者に係る取扱いは、松阪市請負工事成績評定要綱に定めるところによる。
5. 同日に開札する契約金額 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）の工事における落札件数は 1 業者 1 件とする。（業務委託については、金額にかかわらず全面適用するものとする。）ただし、災害復旧工事等については、この限りでない。
 - （1）共同企業体が落札者となった場合は、各構成員に対し同日に開札する落札件数は 1 件とし、対象とする契約金額は、構成員の出資割合によって判定する。なお、先の開札分で構成員のいずれかが落札者になった場合は、共同企業体での当該入札参加分は同日落札制限の対象とし無効とする。
 - （2）同価入札により保留となり、その後の開札で落札者になった場合は、当該同価入札分は無効とする。なお、共同企業体または各構成員についても同様に無効とする。
 - （3）同日に開札する複数の同種工事等で入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事等については、同日落札制限から除外することができるものとする。

6. 別表に該当しない工事（①技術的に難度の高い工事、②競争性に乏しい工事、③多様な入札方式を考慮しなければならない工事、④特殊な工事等）については、「松阪市入札及び契約審査会」に諮り、入札参加資格要件を決定する。

Ⅲ. 資格総合点数（共通点数＋特別点数）

1. 共通点数は、経営事項審査の総合評価値とする。

- （１）建設工事（公共工事）の請負契約を締結できるのは、経営事項審査の審査基準日から１年７か月の間に限られていることから、松阪市が発注する建設工事を直接請け負おうとする業者は、毎年定期に経営事項審査を受けなければならない。
- （２）審査基準日から１年７か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が更新手続の不備などにより継続しない場合は、入札参加を認めないものとする。

2. 特別点数は、市内業者を対象に次に定める項目について合計１５点を上限とし、共通点数に加点できるものとする。

- ・ 特別点数は、申請者からの申請により内容審査のうえ加点することができる。
- ・ 特別点数は、総合評価値を有する全ての業種に一律に加点するものとし、有効期間中は取り下げできないものとする。
- ・ 特別点数の有効期間は、当該申請に係る承認日から当該申請に係る経営事項審査の有効期間までとする。

（１）工事成績点

- ・ 工事成績点は、松阪市請負工事成績評定要綱第８条第１項第２号の規定により、資格審査（更新審査）申請に係る審査基準日以前１年間に評価を受けた優良工事を対象とし、１件につき５点（上限１０点）を全ての申請業種に加点できるものとする。
- ・ 加点申請は、特別点数申請書（様式第１号）を提出するものとする。

（２）ＩＳＯ認証取得点

- ・ ＩＳＯ認証取得点は、建設工事の施工について（公財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又は、ＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ１４００１を経営事項審査の審査基準日時点で取得している場合に１０点を全ての申請業種に加点できるものとする。
- ・ 加点申請は、特別点数申請書（様式第１号）及び認証を証明する書類の写しを提出するものとする。

（３）保護観察対象者等雇用支援点

- ・ 保護観察対象者等雇用支援点は、申請に係る経営事項審査の審査基準日時点で協力雇用主として保護観察所に登録している場合は２点、審査基準日以前１年間に保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を通算３か月（又は９０日）以上雇用している場合は別途３点を、全ての申請業種に加点できる。
- ・ 加点申請は、資格審査（更新審査）申請時に特別点数申請書（様式第１号）及び保護観察所が発行する証明書の写しを提出するものとする。

3. 共通点数及び特別点数の入札参加申請への反映

- （１）共通点数の反映は、毎月１０日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たる場合は、その直前のこれらの日に当たらない日）までに、協議会の審査が完了したものを翌月１日に反映する。

特別点数の反映は、毎月 10 日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その直前のこれらの日に当たらない日）までに、松阪市の審査が完了したものを翌月 1 日に反映する。

（２）審査終了までに、現資格登録の有効期限（経営事項審査基準日から 1 年 7 か月）を経過した場合は、入札に参加することはできない。

Ⅳ. 緊急時の対応について

1. 災害発生時又はその恐れがある場合の対応については、防災協力事業者登録制度実施要綱等による臨機の対応を行うものとする。
2. 災害復旧工事の発注においても、原則「条件付き一般競争入札」によるものとするが、応急本（仮）工事等について、必要と認められる場合は随意契約をすることができる。

Ⅴ. 用語の定義

1. 手持ち工事件数… 1 業者の同時期（工期の重複）の施工件数。なお、受注工事の完成の確認は、入札参加申請書提出日において完成届けを受理しているものとする。また、契約監理課入札取扱分以外での発注工事は、手持ち件数から除くものとする。
2. 資格総合点数… 経営事項審査の総合評定値（共通点数）に市の独自評価となる主観点（特別点数）を加えた点数。
3. 専任の監理技術者… 監理技術者及び特例監理技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。）とする。ただし、特例監理技術者の配置は別途定めによるものとし、配置を制限する場合はこの限りではない。

Ⅵ. その他

この発注基準に拠り難い場合は、「松阪市入札及び契約審査会」に諮り別途決定するものとする。

附 則（平成 17 年 1 月 1 日告示第 153 号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日告示第 185 号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日告示第 82 号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 18 日告示第 184 号）

この基準は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日告示第 240 号）

この基準は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 28 日告示第 300 号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日告示第 183 号）

この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 24 日告示第 333 号）

この基準は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日告示第 37 号）
この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 30 日告示第 175 号）
この基準は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日告示第 48 号）
この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 13 日告示第 236 号）
この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 149 号）
この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日告示第 80 号）
この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 64 号）
この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日告示第 287 号）
この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 16 日告示第 331-3 号）
この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第 202 号）
この基準は、公表の日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 30 日告示第 10 号）
この基準は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。